

## 京信教育ローン「教育LINE」WEB契約規定

保証会社、株式会社オリエントコーポレーション（以下、「保証会社」といいます。）の保証にもとづき、京都信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）と京信教育ローン「教育LINE」契約（以下、「本契約」といいます）を締結した者（以下、「契約者」といいます。）が当金庫と行う金銭消費貸借取引（以下、「この取引」といいます）は、この規定の定めるところによります。

### 第1条（契約の成立と借入金の受領方法）

契約者は、当金庫および保証会社の各規定の各条項を承認の上、当金庫WEBサイトから申込および契約手続を行います。本契約は、当金庫が契約者からの申込を審査の上承諾し、融資金を契約者名義の預金口座に入金したときに成立するものとします。

### 第2条（元金返済額等の自動支払）

1. 契約者は、元金の返済のため、各返済日（当金庫の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元金返済額（半年毎増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 当金庫は、各返済日に普通預金、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元金の返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元金返済額に満たない場合には、当金庫はその一部の返済にあてる取り扱いはせず、返済が遅延することとなります。
3. 第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、当金庫は元金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取り扱いができるものとします。
4. 当金庫は、本契約に関して契約者の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当できるものとします。
5. 利息の計算および返済方法は下記の通りとします。
  - (1)利息は各返済日に後払いするものとし、毎月の元金返済額は均等とします。ただし、元金据置期中は利息のみの返済とします。
  - (2)毎月返済部分の利息は 毎月返済部分の元金残高×(年率/12)で計算します。
  - (3)ボーナス返済部分の利息は ボーナス返済部分の元金残高×(年率/2)で計算します。
  - (4)据置期間中の利息は1ヵ月につき借入金額×(年率/12)で計算します。
  - (5)第1回返済額または最終回返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。
  - (6)ボーナス返済日には、ボーナス返済額を毎月の返済額に加えて返済するものとします。

### 第3条（繰上返済）

1. 契約者が、本契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は各返済日とし、この場合には繰上返済日の15日前までに当金庫へ通知するものとします。
2. 繰上返済により半年毎増額返済部分の未払利息がある場合には、繰上返済日に支払うものとします。
3. 契約者が繰上返済をする場合には、手数料は不要とします。

4. 一部繰上返済をする場合には、前各項および下表のほか、当金庫所定の方法により取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	半年毎増額返済併用
繰上返済できる金額	繰上返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ①繰上返済日に続く6ヵ月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年毎増額返済元金
返済期日の繰上	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。	

#### 第4条（利息、損害金）

1. この取引による利息には、保証会社の保証料を含むものとします。なお、保証料は当金庫所定の方法により保証会社に支払うものとします。

2. 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金は、遅延している元金に対し年14.00%（年365日の日割計算）の割合とします。なお、損害金には保証料を含むものとします。

#### 第5条（利率変更の基準）

本契約の利率は、当金庫の定める「個人ローン標準金利」を基準金利として、基準金利の変更に伴って引き上げまたは引き下げられるものとします。ただし、金融情勢の変化、その他相当の事由により基準金利が廃止された場合には、利率は基準金利に代えて当金庫が定める利率に従うものとし、この利率の変更に伴って、引き上げまたは引き下げられるものとします。この場合、この約定の「基準金利」は「当金庫が定める利率」と読み替えて適用します。

#### 第6条（利率の変更およびその適用開始日）

1. 毎年4月1日および10月1日（以下、「基準日」といいます）を基準日として定め、前回基準日における基準金利と現在基準日における基準金利とを比較して金利に差が生じた場合、利率をその差と同一幅だけ引き上げ又は引き下げるものとします。なお、契約日以降最初に到来する基準日には、その日の基準金利と契約日現在の基準金利とを比較するものとします。

2. 基準日間の半年間に数回にわたる基準金利の変更があった場合においても、第1項の基準日間の比較で利率を引き上げまたは引き下げるものとします。

3. 利率の変更があった場合、変更後の利率の適用開始日は、基準日以降最初に到来する6月または12月の約定返済日の翌日を適用開始日とし、適用開始日以降最初に到来する約定返済日から新利率適用による返済が始まるものとします。

#### 第7条（金利変更に関する特約）

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当金庫は、利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この場合の変更の内容は、当金庫の店頭または自動機器の設置場所に一定期間掲示するものとし、契約者あての通知は行わないものとします。なお、変更日以降の取引もこの規定の各条項が適用されるものとします。

## 第8条（期限前の全額返済義務）

1. 契約者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当金庫から通知催告等がなくても、契約者は当金庫に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
  - (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったとき。
  - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 契約者の預金その他の当金庫に対する債権について仮差押さえ、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。
2. 契約者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当金庫の請求によって、契約者は当金庫に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。
  - (1) 契約者が当金庫に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
  - (2) 契約者の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
  - (3) 契約者が当金庫との取引契約に違反したとき。
  - (4) 契約者が振出または引受に係る手形の不渡りがあり、かつ、契約者が発生記録における債務者である電子記録債権が支払不能となったとき（不渡り及び支払不能が6か月以内に生じた場合に限る）
  - (5) 契約者の所在が不明となり、当金庫から契約者に宛てた通知が、届出の住所に到達しなくなったとき。
  - (6) 契約者の信用状態に著しい変化が生じたと認めたとき。
  - (7) 契約者が当金庫の営業地区外に移転したことに伴い、当金庫の貸出対象となり得る「会員資格」を喪失したとき。
  - (8) 本項各号のほか当金庫の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
3. 第2項の場合において、契約者が住所変更の届出を怠る、あるいは契約者が当金庫からの請求を受領しないなど契約者が責任を負わなければならない事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

## 第9条（当金庫からの相殺）

1. この取引による当金庫に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と契約者の預金その他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらずいつでも当金庫は相殺することができます。
2. 第1項の相殺ができる場合には、当金庫は事前の通知および所定の手続を省略し、契約者にかわり諸預け金を払戻し、この取引の債務の返済に充当することができます。
3. 第2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行日の日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

## 第10条（契約者からの相殺）

1. 契約者は、期限の到来している契約者の預金その他の債権とこの取引による契約者の債務とを相殺することができます。
2. 第1項により契約者が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出します。
3. 第1項により契約者が相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。

### **第11条（債務の返済等にあてる順序）**

1. 返済または第9条の差引計算の場合、契約者の当金庫に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、当金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、契約者はその充当に対しては異議を述べません。
2. 第10条により契約者が相殺する場合、契約者の当金庫に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、契約者の指定する順序方法により充当することができます。
3. 契約者が第2項による指定をしなかったときは、当金庫が適当と認める順序方法により充当することができ、契約者はその充当に対しては異議を述べません。
4. 第2項の指定により債権保全上支障が生ずるおそれがあるときは、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して当金庫の指定する順序方法により充当することができます。
5. 第2項によって当金庫が充当する場合には、契約者の期限未到来の債務については期限が到来したものであるものとして、当金庫はその順序方法を指定することができます。

### **第12条（危険負担・免責条項等）**

1. 契約者が当金庫に差し入れた証書等が、事変、災害、輸送途中の事故等当金庫の責めに帰すことのできないやむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、当金庫の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済するものとします。なお、当金庫から請求があれば直ちに代替りの証書類を差し入れるものとします。
2. 契約者が当金庫に提出した書類の印影を契約者から届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗難等があっても、これによって生じた損害については契約者の負担とします。
3. 契約者に対する権利の行使、もしくは保全に要した費用は、契約者の負担とします。

### **第13条（届出事項）**

1. 通帳・印章を失ったとき、または氏名、住所、印章、職業、電話番号、勤務先、その他届出事項に変更があったときは、契約者は直ちに書面により当金庫に届出をします。
2. 契約者が前項の届出を怠ったために、当金庫が契約者から最後に届出があった氏名、住所にあてて通知または書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 契約者は、次の各号の事由が生じた場合には、直ちに書面により当金庫に届け出るものとします。
  - (1)家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき、または契約者の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始されたとき。
  - (2)家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任されたとき。
  - (3)前各号に掲げる届出事項に取消または変更が生じたとき。

### **第14条（報告および調査）**

1. 契約者は、当金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、契約者の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。

2. 契約者の信用状態について重大な変化が生じたとき、また生じるおそれのあるときは、直ちに当金庫に報告するものとします。

#### **第15条（契約上の地位、債権、権利等の譲渡）**

当金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、または、この契約に基づく一切の債権その他の権利を他の金融機関等に譲渡（信託を含む）することができます。

#### **第16条（個人情報の取り扱いに関する同意）**

契約者は別途定めのある「当金庫にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとします。

#### **第17条（合意管轄）**

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫の本店または支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとします。

#### **第18条（反社会的勢力の排除）**

1. 契約者は、契約者またはその保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会活動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

(4)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 契約者は、契約者またはその保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為。

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為。

(5)その他前各号に準ずる行為。

3. 次の各号の事由が一つでも生じ、当金庫において契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫からの請求によって、契約者は当金庫に対するいっさいの債務について期限の利益を失

い、直ちに債務を弁済します。なお、この場合において、契約者が住所変更の届出を怠る、あるいは契約者が当金庫からの請求を受領しないなど契約者が責任を負わなければならない事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

(1)契約者またはその保証人が暴力団員等または第1項各号のいずれかに該当したとき。

(2)契約者またはその保証人が第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき。

(3)契約者またはその保証人が第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

4. 第3項各号の事由が一つでも生じ、当金庫において契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫の請求によって、契約者は当金庫より割引を受けた全部の手形および電子記録債権について手形面記載の金額および電子記録債権の債権額の買戻債務を負担し、直ちに弁済します。契約者がこの債務を履行するまでは、当金庫は手形所持人または電子記録債権の債権者としていっさいの権利を行使することができます。なお、この場合において、契約者が住所変更の届出を怠る、あるいは契約者が当金庫からの請求を受領しないなど契約者が責任を負わなければならない事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に買戻債務を負担したものとします。

5. 第3項または第4項の規定の適用により、契約者またはその保証人に損害が生じた場合にも、当金庫になんらの請求をしません。また、当金庫に損害が生じたときは、契約者またはその保証人がその責任を負うものとします。

6. 第3項または第4項の規定の適用によりすべての債務が弁済された時に、本約定は失効するものとします。

## **第19条（規定の変更）**

1. 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日、に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法548条の4の規定に基づいて変更できるものとします。

2. 当金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

## **第20条（その他特約事項）**

契約者は機械の故障、停電、その他当金庫の責めによらない事由により取引ができないことがあることにつき、あらかじめ承認します。

## **第21条（契約書控の不交付）**

本契約に係る契約書控は発行いたしません。契約者は当金庫WEBサイトの確認画面の写しおよび融資実行日以降に発行する返済予定表を契約書控の代わりとすることを了承します。

以 上

2023年10月制定